



主な議案

6月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。

29年度補正予算

○平成29年度静岡市一般会計補正予算(第1号)

交流人口を拡大するため、国民保養温泉地に指定された梅ヶ島温泉郷の観光振興などに要する経費のほか、災害対応力を強化するため、橋りょうの耐震補強などに要する経費などの増額を計上しました。

この結果、補正予算の総額は、12.5億円の増額となり、補正額を加えた累計予算額は、3,128.5億円となります。

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例

○静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部改正について

精神障害者地域生活支援センターを公の施設として新たに駿河区に設置することに伴い、センターの名称、位置を定めるとともに、センターの開館時間を変更するため、所要の改正をしようとするものです。

静岡市斎場条例

○静岡市斎場条例の一部改正について

静岡市清水斎場の移設に伴い、斎場の位置及び売店施設使用料を改めるとともに、斎場の使用料見直しに伴い、使用料を改めるため、所要の改正をしようとするものです。

水槽付消防ポンプ自動車等の購入

○水槽付消防ポンプ自動車等の購入について

水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車、救助工作車、高規格救急自動車を購入しようとするものです。

※議決結果は8ページのとおりです。

常任委員長報告

各常任委員会に付託された議案等の審査結果について、それぞれの常任委員長が報告しました。各常任委員長報告における委員の意見や要望の主なものは次のとおりです。

総務委員会

- *地方創生拠点整備交付金を産業振興や交流人口の増加など、地方創生にしっかりとつなげていくこと。
- *静岡市個人情報保護条例の一部改正について、他の自治体等との情報連携の強化による手続きの迅速化を市民サービスの向上につなげること。また、事務事業事故が起こらないよう適切に運用すること。

厚生委員会

- *精神障害者地域生活支援センターの位置が変更されるので、従前の地域の利用者にも配慮した運営をすること。
- *精神障害者地域生活支援センターの開館時間の変更については、生活リズムを整えて社会参加と自立の促進につなげる目的である旨を周知すること。

観光文化経済委員会

- *梅ヶ島温泉郷観光振興事業については、観光交流文化局だけでなく、経済局等の関係部局と協力し、オール静岡の体制で梅ヶ島の地域住民と連携して進めること。
- *梅ヶ島温泉郷観光振興事業は、国民保養温泉地に指定されたので、構成する4つの温泉それぞれの良さを、しっかりPRすること、また公共交通を整備すること。
- *駿府城公園周辺ランニング等環境整備事業について、指定管理者に任せきりにせず、駿府城公園周辺の賑わいが創出されるよう行政が責任を持って管理・指導していくこと。
- *駿府城公園周辺ランニング等環境整備事業について、駿府城公園の周辺施設として景観に配慮するとともに歩行者やランナーに対する安全面にも配慮すること。
- *日本平動物園の公園災害復旧事業については、本市では最も多くのお客様が来園する観光施設なので来園者が安心して、また安全に楽しく過ごせるよう、園内設備等の適切な管理と万全な対策を行うこと。

市民環境教育委員会

- *斎場使用料の見直しについて、斎場のような公共性の高い施設に受益者負担の考えは馴染まない一方、次世代の負担軽減の観点から受益者の負担はやむを得ないものでもある。
- *斎場使用料が新たに生じるタイミングでの市民への周知の徹底のほか、市民にとって大切な場所であることを考慮し、施設職員の利用者対応の質の向上や生活困窮者への減免等の配慮について検討すること。

都市建設委員会

- *日本平公園の展望回廊整備では、多くの人が訪れたい魅力ある公園になるよう、シンボル施設を建設する県と協力し整備すること。また、整備に際し、自然環境の保全に配慮するとともに、静岡側や清水側からのアクセス道路の樹木などの適切な管理に努めること。
- *公営住宅ストック総合改善事業については、健全で持続可能な都市経営の実現を目指したアセットマネジメントを推進していることを評価する。既存施設を有効活用するためにも、施設の適切な維持管理に努めること。
- *水道町伊呂波町線に係る街路整備事業について、同路線は西ヶ谷総合運動場等に通ずる道路であり、2020年の東京オリンピックまでに開通させるなどの目標をもった事業推進を求める。
- *台風、集中豪雨、土砂災害、洪水等の災害防止に向けた事業や、市民生活を支える道路、橋りょう等の整備について、計画的に事業を推進していくこと。

企業消防委員会

- *消防車両の購入に当たっては、『静岡市消防局消防車両等更新計画』を適正かつ確実に実行すること。
- *消防車両の適正な活用により、市民の安心・安全を守ること。
- *既存の消防車両に比べ向上している各種装備の性能が発揮できるよう、操作方法や知識の習得に向けた研修制度を充実させること。

請願・陳情のご案内

市政について、意見や要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

請願

議会に提出された請願は、常任委員会等で審査され、その後、本会議で採択または不採択を決めます。請願書を提出するときは、市議会議員の紹介が必要です。

陳情

議会に提出された陳情は、常任委員会等で審査され、採択または不採択を決めます。

採択された請願・陳情は、関係機関に送付して、その実現に努力するよう求めます。請願書、陳情書の提出者(代表者)へは、審査の結果を文書で通知します。

詳しくは、議会事務局議事課(☎221-1159)までお問い合わせください。